

平成29年度 入札・契約制度の改正等について (工事請負契約及び測量・設計等委託契約関係)

本市では、入札・契約制度について、競争性、公正性、透明性等の観点から毎年度見直しを行っていますが、平成29年度は、次のとおり改正等を行います。

1 工事の最低制限価格(調査基準価格)算定式の改正について

国において、公共工事の品質確保の担い手の賃金を適切に確保する観点から、平成29年4月1日以降に公告する工事を対象に低入札価格調査の基準価格の算定式の見直しを行ったことに伴い、本市においても、最低制限価格及び調査基準価格の算定式の一部改正を行います。

【改正前】(____は改正箇所)

最低制限価格 = 直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90%
(調査基準価格) + 現場管理費 × 95% + 一般管理費 × 55%
(ただし10分の7.5から10分の9.5までの範囲内。単位は万円止め)

【改正後】(____は改正箇所)

最低制限価格 = 直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90%
(調査基準価格) + 現場管理費 × 95% + 一般管理費 × 55%
(ただし10分の7.5から10分の9.5までの範囲内。単位は万円止め)

【適用日】

平成29年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

2 条件付一般競争入札の対象範囲の拡大について

(1) 工事

入札における一層の競争性、公平性及び透明性を確保する観点から、指名競争入札で実施している予定価格250万円超1,000万円未満の案件のうち、予定価格500万円以上1,000万円未満の一部案件について、平成24年度から条件付一般競争入札として試行的に実施しています。

平成29年度は、平成28年度と同様に対象予定案件の7割程度(20件程度)を試行的に条件付一般競争入札により実施します。

また、予定価格250万円超500万円未満の一部案件のうち、過去に入札が不調や中止となった案件(同様の工事を含む。)についても試行的に実施します。

< 試行実施の状況 >

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象割合	1割程度	3割程度	5割程度	7割程度	7割程度	7割程度
実施件数	5件	13件	18件	21件	19件	20件程度

(2) コンサル

入札における一層の競争性、公平性及び透明性を確保する観点から、現在、指名競争入札で実施している予定価格100万円超1,000万円未満の案件のうち、予定価格500万円以上1,000万円未満の一部案件について、平成29年度から条件付一般競争入札として試行的に実施します。

なお、平成29年度は、実施初年度であるため、対象予定案件の1割程度(4件程度)を試行的に実施します。

< 試行実施の予定 >

年度	平成29年度
対象割合	1割程度
実施件数	4件程度

3 コンサルの最低制限価格算定率の見直しについて

現在、本市ではコンサル(測量、地質調査及び設計監理の委託契約)の入札については、変動型最低制限価格を適用していますが、平成29年度から一部の案件について、予定価格に一定の率を乗じた最低制限価格を適用します。

[改正前] (_____ は改正箇所)

「全ての業種」

有効な入札数が5未満の場合

最低制限価格 = 予定価格 × 60%

有効な入札数が5以上の場合

最低制限価格 = 予定価格 × (60%以上100%以下) の範囲の入札の平均額 × 90%
(1円未満切捨て)

[改正後] (_____ は改正箇所)

「設計基準が整備されている土木系コンサル」

有効な入札数が1以上の場合

最低制限価格 = 予定価格 × 60% (1円未満切捨て)

「上記以外の業種」

現行のとおり(改正なし)

土木系コンサルの業種：測量、地質調査、道路、下水道、造園、都市計画及び地方計画、鋼構造物及びコンクリート、トンネルなど

上記以外の業種：設備設計、建築設計、機械など

[適用日]

平成29年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

4 業者格付及び発注標準金額について

平成29年度の入札参加登録業者の経営状況や規模等を踏まえ、平成29年度の年間工事発注見込みを勘案し、業者の格付及び発注標準金額の一部見直しを図ります。

<平成29年度> (括弧内は改正前)

契約種類	等級	総合評点	特定・一般	発注標準金額
土木一式	A	860～	特定	3,000万円以上 (4,000万円以上)
			一般	1,000万円以上7,000万円未満 (1,000万円以上5,000万円未満)
	B	760～859 (750～859)	特定	1,000万円以上8,000万円未満
			一般	400万円以上5,000万円未満
	C	650～759 (640～749)	特定・一般	4,000万円未満
	D	～649 (～639)	特定・一般	3,000万円未満
舗装工事	A	750～ (730～)	特定	900万円以上
			一般	800万円以上7,000万円未満 (800万円以上5,000万円未満)
	B	660～749 (640～729)	特定・一般	400万円以上3,000万円未満 (700万円以上3,000万円未満)
C	～659 (～639)	特定・一般	2,000万円未満	
建築一式	A	800～ (780～)	特定	2,500万円以上 (1,500万円以上)
			一般	500万円以上7,000万円未満 (500万円以上5,000万円未満)
	B	650～799 (660～779)	特定	900万円以上1億円未満 (900万円以上7,000万円未満)
			一般	7,000万円未満 (4,000万円未満)
	C	～649 (～659)	特定・一般	4,000万円未満 (2,500万円未満)
	電気工事	A	780～ (760～)	特定
一般				500万円以上7,000万円未満 (500万円以上5,000万円未満)
B		～779 (～759)	特定	500万円以上9,000万円未満 (500万円以上5,000万円未満)
			一般	4,000万円未満 (5,000万円未満)
管工事	A	740～ (730～)	特定	2,500万円以上 (1,500万円以上)
			一般	7,000万円未満 (5,000万円未満)
	B	～739 (～729)	特定	500万円以上9,000万円未満
			一般	7,000万円未満 (4,000万円未満)

(参考) 造園工事は、特定、一般で区分

下請総額が建設業法に定める額以上と想定される案件については、特定建設業許可を有することを参加条件に設定する。

5 一般競争入札における特定建設業許可要件について

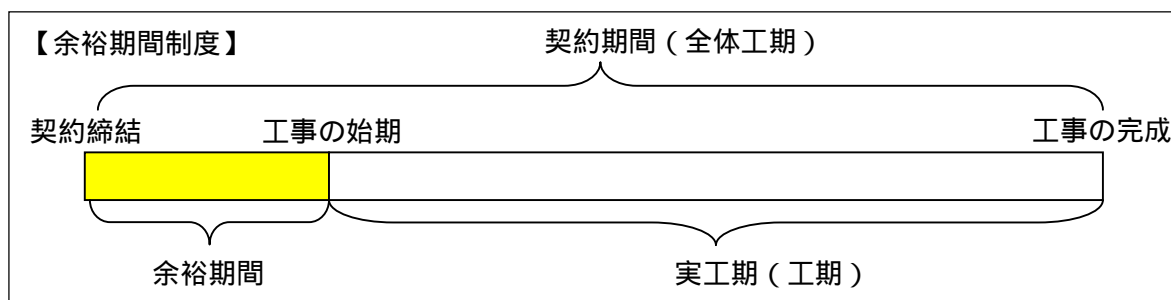
現在、本市では予定価格5,000万円以上の工事案件の一般競争入札については、全工種において入札参加条件に特定建設業許可を設定していますが、平成28年6月1日の建設業法の改正を踏まえ、平成29年度からは対象工事を予定価格7,000万円以上の案件とします。

6 余裕期間制度（発注者指定方式）の試行導入について

平成29年度から、受注者の円滑な工事の施工体制の整備を図ることを目的に、契約締結から工事着手までの間に、建設資材や労働者の確保に充てる余裕期間を設ける「余裕期間制度」を試行的に一部の工事に適用します。

平成29年度は、発注者が事前に工事開始日を指定する「発注者指定方式」により、工事の始期が学校の夏休み期間や施工が渇水期など、あらかじめ工期が限定される一部の工事を対象に適用します。

なお、公告内容や技術者の配置条件など制度の詳細については、別途、市ホームページにて周知します。



7 手持制限の見直し

中小企業者の受注機会の確保等の観点から、平成29年度の年間工事発注見込み等を勘案し、設備工事の手持制限を一部見直します。

また、市外業者(準市内業者を含む。)の入札参加を認める工事については、手持対象の案件に含めないものとします。

【改正後】(_____ は改正箇所)

契約課で発注する全ての工事の手持工事本数を上限4本とする。また、設備工事(電気・管)及び総合評価方式については、さらに次の制限を設ける。

(1) 設備工事は、手持契約金額の上限を 5,000万円 (改正前)5,000万円(うち電気工事は3,000万円))(上限2本)とする。なお、JV案件(改正前)管工事のJV案件)については、手持対象外とする。

(2) 総合評価方式は、低価格(調査基準価格未満)で契約した案件の上限を2件とする。

設備工事以外は、現行どおり金額による上限を設定しない。

設備工事(改正前)管工事)以外のJV案件は、手持対象とする。

改正前に受注した設備工事案件については、工期が改正後に含まれる場合であっても、改正前の手持制限を適用する。

改正後の手持制限は、平成29年度以降に発注する案件に適用する。

(問い合わせ先)

企画財政局 財務部 契約課

直通 042-769-8217